



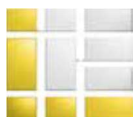
貨物自動車運送適正化事業 巡回指導項目《自主点検チェックシート》

2024 年 11 月作成／第 3 版

事業者名				
営業所名				
自主点検日	年	月	日	点検者

自主点検チェックシートの活用方法について

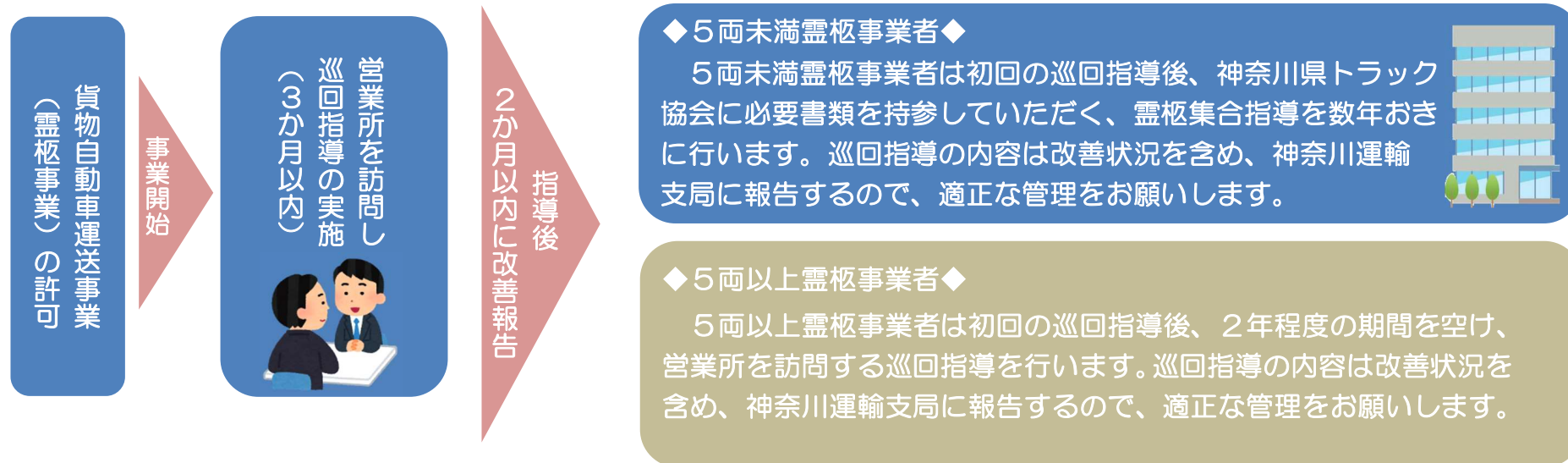
- ◎この「自主点検チェックシート」は、各事業者様が自ら日常的に、また定期的に適正な運送事業を行っているかをチェックしていただくために作成したものです。
- ◎適正化巡回指導項目ごとに、法律ではどのような取り決めがあるか、法律上どこまでの記載が求められているか、これらを取り纏めてありますので、一つひとつチェックしていただくことで適正な事業運営がされているかが自主点検できます。※自社にて各項目ごとの適又は否の自主点検をしてください。
- ◎特に注意をしていただくポイントを「自主点検ポイント」として右側に記載してありますので参考にしてください。また、黄色く色塗りされている項目は重点指導項目になるため、特に注意してください。
- ◎この「自主点検チェックシート」のご利用は任意であります。が、事業所の「コンプライアンス経営」にぜひ、お役立て下さい。



神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人 神奈川県トラック協会



霊柩事業者の巡回指導の流れ



巡回指導確認項目（5両未満霊柩事業者）

- (1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。
- (2) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。
- (3) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。
- (4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
- (5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
- (6) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。
- (7) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。
- (8) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る。）
- (9) 運行管理規程が定められているか。
- (10) 運行管理者が選任され、届出されているか。
- (11) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。
- (12) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。
- (13) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。
- (14) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。
- (15) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。
- (16) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
- (17) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
- (18) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。
- (19) 整備管理規程が定められているか。
- (20) 整備管理者が選任され、届出されているか。
- (21) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
- (22) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
- (23) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。
- (24) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。
- (25) 労災保険・雇用保険に加入しているか。
- (26) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。

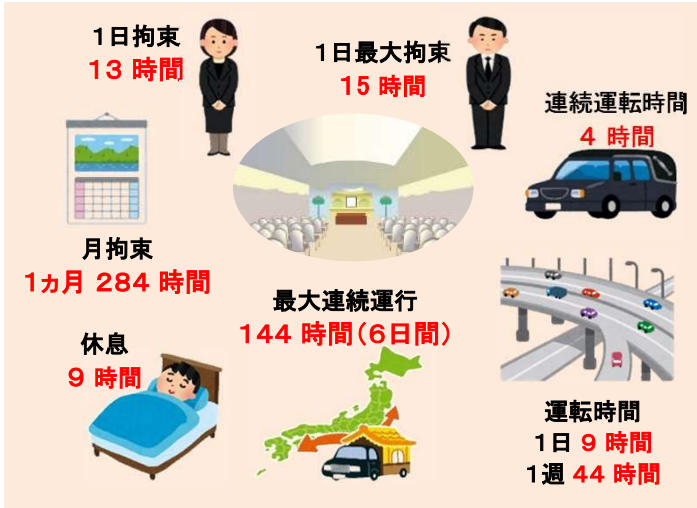
【注意事項】各項目の「適」とは、詳細項目がある場合の「はい」「いいえ」の全てに「はい」がチェックされた場合となります。

5両未満霊柩事業者用

自主点検項目		自主点検ポイント
Ⅰ 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	適・否 認可、届出と相違はないか確認します。 ①変更する際は 事後届出 または 事前認可申請 (営業所位置)してください。
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	適・否 届出された種別及び数に変更はないか確認します。 ①変更する際は 事前届出 してください。
	3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	適・否 位置・収容能力に変更はないか確認します。 ①荷主先に常時駐車したり、自宅に車両を持ち帰っていないか。 ②変更する際は 事前認可申請 してください。
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	適・否 位置、収容能力に変更はないか確認します。 ①変更する際は 事前認可申請 してください。
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	適・否 常時使用できるように整理整頓しているか確認します。
Ⅱ 帳票類の整備・報告等	1. 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	適・否 選任運転者全員分の運転者台帳が作成され(1)～(10)が漏れなく記入され、写真が貼付されているか確認します。 ※役員、運行管理者等であっても、 事業用自動車を運転するのであれば台帳の作成が必要です。 ※履歴書は、運転者台帳の代わりになりません。 ※選任年月日の記入漏れが多くみられます。
	(1)作成番号及び作成年月日は記入されているか。	はい・いいえ
	(2)事業者の氏名又は名称が記入されているか。	はい・いいえ
	(3)運転者の氏名、生年月日及び住所は記入されているか。	はい・いいえ
	(4)雇入れ年月日及び運転者選任年月日は記入されているか。	はい・いいえ
	(5)運転免許に関する次の事項が記入されているか。	はい・いいえ
	① 運転免許証の番号及び有効期限	はい・いいえ
	② 運転免許の年月日及び種類	はい・いいえ
	③ 条件が付されている場合は、その条件(中型車に限る、眼鏡等など)	はい・いいえ
	(6)事故を引き起こした場合、事故の概要は記入されているか。	はい・いいえ
	(7)公安委員会から道交法違反通知があった場合、違反の概要が記入されているか。	はい・いいえ
	(8)運転者の健康状態が記入されているか。	はい・いいえ
	(9)特定運転者である場合、特別な教育を行い、教育内容等が記入されているか。	はい・いいえ
	(10)特定運転者である場合、該当する適性診断を受診し、記入されているか。	はい・いいえ
	(11)運転者の写真は貼付されているか。(台帳作成前6か月以内、単独、上3分身等)	はい・いいえ
	(12)転任、退職した運転者の台帳は3年間保存されているか。	はい・いいえ
	2. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	適・否 全車両の台帳又は最新の車検証・保険証書の写しを備えているか確認します。 ※ 電子車検証・自動車検査証記録事項の写しも含む。
	3. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社に限る。)	適・否 事業報告書・事業実績報告書が提出されているか確認します。 ①事業報告書は、 毎事業年度経過後100日以内に提出する。 ②事業実績報告書は、 1年間の実績を毎年7月10日までに提出する。

自主点検項目		自主点検ポイント
1. 運行管理規程が定められているか。	適・否	職務権限が明確化された運行管理規程が制定されているか確認します。 ①法令改正等を反映した内容になっているか。
2. 運行管理者が選任され、届出されているか。(重点指導項目) ※5両未満の霊柩事業者は該当せず	適・否	車両数に応じた管理者が選任され届出されているか確認します。 ①車両数に応じた管理者が選任されているか。 ②複数運行管理者が選任されている場合、統括運行管理者が選任されているか。 ③支局受付印のある運行・整備管理者選任等届出書(写)があるか。 ④解任・変更があった場合、支局に届出されているか。
3. 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。 ※5両未満の霊柩事業者は該当せず	適・否	選任届出年度に1回、その後2年に1回受講されているか確認します。 ①平成24年4月16日以降、当該事業者にて新たに運行管理者として選任された者は基礎講習を受講しているか。 ②特別講習の通知があった場合、対象者が受講しているか。
4. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	適・否	運転日報に必要事項が記載されているか確認します。
(1)運転者名及び自動車登録番号等車両識別記号は記載されているか。	はい・いいえ	①休憩場所は、〇〇市〇〇区など、市区町村まで記載する。
(2)乗務開始及び乗務終了の地点及び日時は記載されているか。	はい・いいえ	②休憩時間は、〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分と記載する。
(3)主な経過地点、乗務した距離は記載されているか。	はい・いいえ	③通常、乗務開始地点・乗務終了地点は「車庫」になります。
(4)運転者の交替があった場合、その地点及び日時は記載されているか	はい・いいえ	
(5)休憩・睡眠をした場合、その地点及び日時は記載されているか。	はい・いいえ	
(6)事故・運行の遅延等があった場合、その概要及び原因が記載されているか。	はい・いいえ	
(7)1年間保存されているか。	はい・いいえ	
5. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 (車両総重量7t以上又は最大積載量4t以上が対象)	適・否	日々の記録を確認し、速度超過等を個別に指導しているか確認します。
(1)運転者名、自動車登録番号等車両識別記号、乗務年月日が記載されているか。	はい・いいえ	①法定速度を超えている運行に対し、指導記録を残しているか。
(2)出庫時・帰庫時・総走行のメーター距離が記載されているか。	はい・いいえ	②急加速、急減速など、いつもと違った運転をしていないか。
(3)連続運転、速度超過等の違反がないかチェックし、運転者を指導しているか。	はい・いいえ	③4時間を超える連続運転をしていないか。
(4)運行記録計は適正に作動しているか。	はい・いいえ	④運転者の交替時間、休憩時間等は適正か。
(5)チャート紙が1年間保存されているか。	はい・いいえ	⑤運行記録計の不正操作はないか。

運行管理者の選任について【5両以上の事業用自動車車両を保有する事業所が対象】
自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するため、営業所ごとに、国家資格者である運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、一定人数以上の運行管理者を選任しなければなりません。

自主点検項目		自主点検ポイント
Ⅲ 運行管理等 6. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。(重点指導項目) ※点呼の実施記録が全く保存されていない場合、「速報制度の対象」です。 ※点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない場合、「速報制度の対象」です。	適・否	点呼は原則「対面」で実施し、出勤簿(タイムカード)、点呼記録簿、乗務記録などの関係帳票類との間に矛盾はないか確認します。 ①点呼の前に日常点検を実施しているか。 ②運行管理者は、全点呼回数の1/3以上行っているか。 ③次の場合は、「点呼をしていない。」と見做されます。 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合 ・運行管理者、補助者の自己による点呼(セルフ点呼) ・運行上やむを得ない場合を除き、点呼を対面によらず、電話等で実施した場合。 ④乗務前点呼・乗務後点呼においても、アルコール検知器を使用しているか。 ⑤点呼記録簿の各点呼欄に「アルコール検知器の使用の有無」及び「酒気帯びの有無」の欄が設けられているか。 ⑥適正な数のアルコール検知器を保有しているか。 ⑦アルコール検知器は正常に作動しているか。
Ⅲ 運行管理等 7. 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。(重点指導項目)	適・否	自動車運転者の拘束時間や運転時間等の基準を定めた「改善基準告示」が守られているか確認します。 

自主点検項目		自主点検ポイント
Ⅲ 運 行 管 理 等	8. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。(重点指導項目)	適・否
	(1)年間教育計画表が作成されているか。	はい・いいえ
	(2)必須項目(12項目)を運転者に教育しているか。	はい・いいえ
	(3)教育記録簿が作成され、3年間保存されているか。	はい・いいえ
	9. 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。(重点指導項目)	適・否
	(1)教育記録簿が作成され、3年間保存されているか。	はい・いいえ
	(2)初任運転者の事故歴、違反歴を把握しているか。	はい・いいえ
	(3)初任運転者に対し特別な指導を行っているか。	はい・いいえ
	(4)高齢運転者に対し特別な指導を行っているか。	はい・いいえ
	(5)事故惹起運転者に対し特別な指導を行っているか。	はい・いいえ
<初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間> (座学)国土交通省告示第1366号の12項目を15時間以上実施 ※車両の構造上の特性、日常点検、積載方法は実車を用いて指導 (実技)実際に車両を運転させ、安全な運転方法を指導 合計20時間以上実施 <高齢運転者に対する特別な指導の内容> 適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた車両の安全な運転方法等について自ら考えるように指導する。 <事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間> 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等について合計6時間以上実施		指導・監督指針(国土交通省告示第1366号)に基づき運転者全員に指導教育しているか確認します。 ①教育記録簿には、実施した日時・場所・具体的な内容・教育を行った者及び教育を受けた者の氏名が記録されているか。 ②欠席者に対するフォロー(後日指導)が行われているか。 指導・監督指針(国土交通省告示第1366号)に基づき指導教育しているか確認します。 ①雇入れ前の事故歴(過去3年間分)を運転経歴証明書等を取得し把握しているか。 ②教育を実施した時期は適切か。 ・初任運転者…初乗務前(遅くとも乗務後1か月以内)に実施 ・高齢運転者…適齢診断受診後に実施 ・事故惹起運転者…再乗務前(遅くとも再乗務後1か月以内)に実施 ※教育記録、適性診断の受診結果は、その後の運転者指導に活用できるので保存すること。 ※初任教育は雇入れ前過去3年間で事業用自動車運転者の経験があれば実施は任意。 適正化事業実施機関HPでは特定運転者(初任・高齢・事故惹起)に対しての特別指導や適性診断の実施方法のポイントをわかりやすくまとめた冊子を公開しています。 
10. 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。(重点指導項目)		適・否
		特定運転者に対し、該当する適性診断を受診させているか確認します。 ①受診の時期は適正か。 ・初任運転者…初乗務前(遅くとも乗務後1か月以内) ・高齢運転者…65歳に達した日以降1年以内(その後は3年毎) ・事故惹起運転者…再乗務前 ※適性診断の結果を踏まえて指導教育を行うこともあるため、適性診断は早めに受診させることが望ましい。 ※初任診断は過去3年間で他社で受診した記録も有効。(ただし、受診結果票を保存してください。)

主
認
定
適
性
診
断
機
関

- ①自動車事故対策機構 神奈川支所
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
③神奈川県自動車交通共済協同組合
④都南自動車教習所
⑤三共自動車学校

- 【初任・適齢・特定Ⅰ・Ⅱ】
【初任・適齢・特定Ⅰ】
【初任・適齢・特定Ⅰ】
【初任・適齢・特定Ⅰ】
【初任・適齢・特定Ⅰ】

- ⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎 【初任・適齢・特定Ⅰ】

◆各認定機関の情報は適正化実施機関ホームページよりアクセスできますのでご確認ください。



	自主点検項目		自主点検ポイント
IV 車両管理等	1. 整備管理規程が定められているか。 ※5両未満の霊柩事業者は該当せず	適・否	職務権限が明確化された整備管理規程が制定されているか確認します。 ①法令改正等を反映した内容になっているか。
	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。(重点指導項目) ※5両未満の霊柩事業者は該当せず	適・否	支局受付印のある運行・整備管理者選任届出書(写)があるか確認します。 ①解任・変更があった場合、支局に届出されているか。
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 ※5両未満の霊柩事業者は該当せず	適・否	選任届出年度に1回、その後2年に1回受講されているか確認します。
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	適・否	日常点検を行い、点検結果に基づき整備管理者(補助者)が運行の可否決定を行い、日常点検表に押印又はサインをしているか確認します。
	5. 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。(重点指導項目) ※点検整備記録簿が全く保存されていない場合、「速報制度の対象」です。 ※点検整備記録簿に記載が全くされていない場合、「速報制度の対象」です。	適・否	定期点検整備実施計画表が全車両分作成され、点検実施後、営業所に記録が保存されているか確認します。 ①点検整備記録簿の写しを営業所で保存しているか。 ②車両ごとに点検整備記録簿が1年間保存されているか。 ③スペアタイヤ及びツールボックスについて点検しているか。 ④特定整備を伴う場合、認証工場等に依頼しているか。 ⑤3か月点検3枚、12か月点検1枚の計4枚が営業所に保存されているか。
	(1)3か月毎に定期点検を実施し、営業所に記録を保存しているか。 (2)12か月点検を実施し、営業所に記録を保存しているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
V 労基法等	1. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 (重点指導項目)	適・否	営業所に属する全運転者が健康診断を受診しているか確認します。 ①運転者全員が年1回、深夜従事者は6か月以内毎に1回受診しているか。 ※深夜業務は22時～翌朝5時の間に従事して、1週間に1回以上、または1か月に4回以上行うことです。 ②雇入れ(採用)時に、健康診断を受診させているか。 ③規定されている検査項目を受診しているか。 ④健康診断の結果が、5年間保存されているか。
VI 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	適・否	加入の対象となる者がすべて加入しているか確認します。
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	適・否	加入の対象となる者がすべて加入しているか確認します。

整備管理者の選任について

事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用の本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。
※乗車定員11名以上のバス型霊柩車がある場合は、1両でも選任が必要です。